

証券コード 4995
2023年2月8日

株 主 各 位

鹿児島市南栄二丁目9番地
サンケイ化学株式会社
代表取締役社長 福 谷 明

第98期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第98期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年2月22日（水曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年2月24日（金曜日）午前11時
2. 場 所 鹿児島市南栄二丁目9番地
サンケイ化学株式会社 二階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第98期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算
書類監査結果報告の件
 2. 第98期（2021年12月1日から2022年11月30日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sankei-chem.com/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

① 連結計算書類の「連結注記表」

② 計算書類の「個別注記表」

本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sankei-chem.com/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

【新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ】

1. 感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による議決権行使を推奨いたします。株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされぬようお願い申し上げます。
2. ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用とアルコール消毒の実施、検温へのご協力をお願い申し上げます。
3. 当日は、体温が高い方や体調が悪いように見受けられる方につきましては、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
4. 株主総会の出席役員及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応をさせていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2021年12月1日から
2022年11月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による負の影響から一進一退はあるものの抜け出す過程にあるとみられ、個人消費の伸びや企業の堅調な設備投資に加え、海外からの観光客の増加により緩やかな景気回復基調で推移しました。その一方で長期化しているロシアによるウクライナ侵攻や円安の影響によるエネルギー・原材料価格の高騰、また欧米や中国の経済成長が鈍化する可能性が我が国経済を下押しするリスクとなっており、先行きを見通すことが困難な状況が続いております。

国内の農業を取り巻く環境に関しましては、国際的な原材料価格の高騰や円安の影響による食料安全保障への関心の高まりを背景に食料・農業・農村基本法の見直しに向けた検討が開始されたことで、農産物の国内生産・供給の基盤強化に対する取り組みが期待されますが、現状では農業従事者の減少や耕地面積の減少傾向が続いており、依然として厳しい状況にあります。

このような状況のもと、当社グループでは従来からの地域密着を基本に、水稲用殺虫剤「スクミノン」、園芸用殺虫剤「サンケイ コテツベイト」および食品由来物質を用いた「サンクリスタル乳剤」、「ハッパ乳剤」などの食用作物用独自開発品ならびに環境と樹木への負荷を軽減した樹幹注入剤「ウッドスター」などの緑化用独自開発品に加え、総合防除による環境保全型農業への推進、森林や公園・ゴルフ場等の緑化防除事業ならびに不快害虫防除薬剤の開発と防除事業などに注力するとともに受託生産にも努めて工場の操業度向上を図ってまいりました。

これらの結果、売上高は72億42百万円（前連結会計年度比2億10百万円、3.0%増）となりました。損益面では、原料価格の高騰による売上原価の上昇を吸収しきれず、営業利益は2億33百万円（前連結会計年度比1億59百万円、40.5%減）、経常利益は3億2百万円（前連結会計年度比1億51百万円、33.4%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、2億12百万円（前連結会計年度比1億1百万円、32.3%減）となりました。

企業集団の部門別用途別売上高状況は次のとおりであります。

区 分	第 97 期 (2021年11月期)		第 98 期 (2022年11月期)		前連結会計 年度増減比
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
農 薬	千円	%	千円	%	%
殺 虫 剤	3,811,567	54.2	3,916,764	54.1	2.8
殺 菌 剤	741,214	10.5	742,695	10.3	0.2
殺 虫 殺 菌 剤	486,712	6.9	551,507	7.6	13.3
除 草 剤	831,948	11.8	1,008,295	13.9	21.2
そ の 他	596,108	8.5	428,316	5.9	△28.2
小 計	6,467,552	92.0	6,647,579	91.8	2.8
農 薬 以 外					
そ の 他	564,720	8.0	595,143	8.2	5.4
合 計	7,032,273	100.0	7,242,723	100.0	3.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は2億89百万円であります。
なお、当連結会計年度中につきましては、特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中につきましては、特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 95 期 (2019年11月期)	第 96 期 (2020年11月期)	第 97 期 (2021年11月期)	第 98 期 (当連結会計年度) (2022年11月期)
売 上 高 (千円)	6,729,824	6,711,735	7,032,273	7,242,723
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	129,195	146,569	313,652	212,309
1株当たり当期純利益 (円)	134.76	152.90	327.25	221.55
総 資 産 (千円)	7,050,191	7,113,421	7,640,665	8,066,382
純 資 産 (千円)	2,593,148	2,698,877	2,995,842	3,206,269
1株当たり純資産額 (円)	2,604.88	2,709.29	3,009.60	3,223.99

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 (2020年3月31日))等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社に該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
富 士 グ リ ー ン (株)	10,000千円	95.0%	農薬の販売 病害虫及び雑草防除業
(株)サンケイグリーン	10,000	52.3	〃

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、輸入農産物の増加や農耕地の減少に加え消費者の「食の安全・安心」への関心の高まりから減農薬栽培・有機栽培の増加等依然厳しい状況が続いております。

当社グループは、「地域に密着した製品」、「環境に優しい製品」等の独自性を追求した商品の開発・育成に注力するとともに「農薬以外の事業展開」という中長期的な経営戦略の実現に取り組んでまいります。また経営全般にわたり一層の効率化を進め利益の確保、増大を目指してまいります。

一方、企業が果たすべき社会的責任として、品質、安全、環境への配慮、コンプライアンス（法令遵守）、内部統制の充実が重要と考え、内部統制室を設置し評価を行っております。内部統制に関しましては、システムの構築は完了しておりますが、今後も、社会環境・事業環境の変化に対応し、随時更新し評価を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年11月30日現在）

農薬（水稻用・果樹園芸畑作用・森林用）、木材防虫防カビ剤及び農業用資材等の製造並びに販売、その他病害虫及び雑草防除業を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（2022年11月30日現在）

当 社	本 社	鹿児島県鹿児島市
	東 京 本 社	東京都台東区
	大 阪 営 業 所	大阪府大阪市
	九 州 北 部 営 業 所	佐賀県鳥栖市
	鹿 児 島 工 場	鹿児島県鹿児島市
	深 谷 工 場	埼玉県深谷市
子 会 社	富 士 グ リ ー ン (株)	埼玉県深谷市
	(株) サ ン ケ イ グ リ ー ン	鹿児島県鹿児島市

(7) 使用人の状況 (2022年11月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
119 (34) 名	2名増 (-)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
103 (32) 名	2名増 (1名増)	44.7歳	19.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年11月30日現在)

借入先	借入額
株式会社鹿児島銀行	830,000千円
農林中央金庫	450,000千円
株式会社みずほ銀行	299,690千円
株式会社商工組合中央金庫	204,941千円
株式会社三井住友銀行	203,754千円
株式会社日本政策投資銀行	92,800千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年11月30日現在)

- | | |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 4,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 1,019,700株 |
| ③ 株主数 | 741名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
サンケイ化学取引先持株会	2,068百株	21.6%
住友化学株式会社	1,172	12.2
公益財団法人サンケイ科学振興財団	1,168	12.2
クミアイ化学工業株式会社	517	5.4
みずほ信託銀行株式会社	446	4.7
株式会社鹿児島銀行	440	4.6
福谷明	201	2.1
林化成株式会社	197	2.1
農林中央金庫	171	1.8
福谷理	158	1.6

- (注) 1. 当社は自己株式61,428株を保有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は自己株式61,428株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2022年11月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
※代表取締役社長	福谷 明	(株)サンケイグリーン代表取締役会長 琉球産経(株)取締役
※専務取締役	福谷 理	総務本部長 (株)サンケイグリーン監査役 琉球産経(株)監査役
※専務取締役	畑中正 博	業務本部長 九州事業所長 社長室長
※常務取締役	牧 司	営業本部長 富士グリーン(株)代表取締役会長 東京事業所長
※取締役	新村 哲夫	企画戦略本部長 富士グリーン(株)取締役
取締役(監査等委員)	中西 通隆	
取締役(監査等委員)	川畑 寛次	川畑寛次税理士事務所所長
取締役(監査等委員)	高山 清	住友化学(株)健康・農業関連事業業務室主席部員 北興化学工業(株)取締役(社外取締役)

- (注) 1. ※印の取締役は、執行役員を兼務しております。
2. 取締役(監査等委員)川畑寛次氏、取締役(監査等委員)高山清氏は、社外取締役であります。
3. 当期中における役員の異動
・2022年2月22日開催の第97期定時株主総会後の取締役会において、牧司氏が新たに常務取締役に選任され就任いたしました。
4. 当社は、取締役会、経営連絡会議等社内の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
5. 取締役(監査等委員)川畑寛次氏につきましては、福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 取締役(監査等委員)川畑寛次氏は、税理士資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また取締役(監査等委員)高山清氏は、住友化学(株)における経験と幅広い見識を有しております。

② 当事業年度に係る取締役の報酬等

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2022年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の決定方針及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しております。

1) 基本方針

当社の個々の取締役の報酬の決定に際しましては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

2) 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位に応じて他社の水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

なお、役員退職慰労金については、規程に基づき在任した役位と在任した期間に応じて、最終役員退任時に支給するものとする。

3) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会の決議に基づき、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うため、代表取締役社長福谷明がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定とする。

2. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	役員退職慰労 引当金繰入額	
取 締 役 (監査等委員を除く)	61,976	55,276	—	6,700	5
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	10,970 (1,070)	10,970 (1,070)	—	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	72,946 (1,070)	66,246 (1,070)	—	6,700 (—)	8 (2)

(注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2016年2月23日開催の第91期定時株主総会において月額700万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。当該株主総会終了時点の取締役会の員数は、5名です。

3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年2月23日開催の第91期定時株主総会において月額150万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名(うち社外取締役は2名)です。

③ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 取締役(監査等委員)川畑寛次氏は、川畑寛次税理士事務所所長であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。
 取締役(監査等委員)高山清氏は、住友化学㈱健康・農業関連事業業務室に勤務されております。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。
2. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 川畑寛次	当事業年度に開催された取締役会6回中6回、監査等委員会5回中5回に出席しております。税理士としての知見及び専門分野を含めた幅広い経験・見識を有し、独立的かつ客観的立場より、取締役及び執行役員の職務執行に対する監査、監督を行い、特にコストパフォーマンス的観点より意思決定の妥当性、適切性について意見を述べております。
取締役 (監査等委員) 高山清	当事業年度に開催された取締役会6回中5回、監査等委員会5回中5回に出席しております。住友化学株式会社における経験と幅広い見識、また、当社の業務に関する豊富な知識を有する立場より、取締役及び執行役員の職務執行に対する監査、監督を行い、マーケティング戦略に沿った意見を述べております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人

かごしま会計プロフェッション

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容を吟味・検討し、それに基づく監査時間の適切性・妥当性を精査するとともに、前期の事業年度における監査遂行状況の確認や他社の監査報酬実態と比較検討した結果、当該報酬額が妥当であると判断しました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、あるいは会計監査人の監査品質、独立性、監査能力等の観点から職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該議案を株主総会に提案いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、会社法に基づき「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下のとおり定めております。

1. 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役及び使用人が業務を遂行するに当たり、とるべき行動の規範である社是・社訓に基づき「コンプライアンス・マニュアル」を定め、これらを盛り込んだ経営計画手帳を全役職員へ配布し、適正な業務執行と監督を行う。

ロ. コンプライアンス担当役員を置き、担当部署を通じて、コンプライアンスの推進を図る。

ハ. 内部通報制度を整備し、違法行為等の未然防止、早期発見及び拡大阻止を図る。

ニ. 業務執行部門から独立した「内部統制室」は、監査等委員及び会計監査人と連携し、内部監査規程に基づきコンプライアンス体制を含む経営全体のモニタリングを実施し、不正の発見・防止と改善に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき作成・保存するとともに、取締役及び会計監査人等が閲覧可能な状態にて管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 業務執行に係るリスクについて、社内諸規程に基づき常時各本部においてリスク管理を行い、本部長は毎月開催される経営連絡会議に報告する体制とする。

ロ. 「危機管理規程」に則り、法令・定款違反、その他経営に重大な影響を与えるリスクが発生した場合は、社長を本部長とする「緊急対策本部」を速やかに設置して、損失を最小限にとどめるために必要な措置を講ずる。

ハ. 不測の事態に備え、顧問弁護士をおき、何時でも相談できる体制とする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会を原則3ヶ月に1回（その他必要に応じ随時）開催し、重要事項に関する迅速な意思決定を行い、適切な職務執行が行える体制を確保する。

ロ. 取締役、執行役員で構成される経営連絡会議を毎月開催し、取締役会の意思決定に資するため、業務の細部について検討を行う。

ハ. 当社は、変化の激しい経営環境に迅速に対応するため、経営と業務執行の分離及び責任の明確化を図る観点から執行役員制度を採用する。

ニ. 取締役会は、中期経営計画及び総合予算を策定して、各部門の責任範囲を明確にする。また予算の実績管理を行って、経営数値の進捗管理と適正な修正を行う。

- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 子会社の経営については、その自主性を尊重するとともに、子会社の経営内容を的確に把握するため、月次決算書類等また必要に応じその他書類を提出させることとし、一定の重要事項については事前に当社の承認を得る体制とする。
- 子会社は、損失の危険が発生した場合には、速やかに当社へ報告することとし、当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に準じ処理する体制とする。
- 当社は、当社の役職員を取締役・監査役として子会社へ派遣することにより、業務執行の効率性を高める支援を行うとともに、当社内部統制室並びに会計監査人が定期的に監査を行い、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制とする。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、並びに指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を求めた場合、他部署との兼務で配置し、適宜、監査等委員会の業務補助を行うこととし、当該使用人は、当該補助業務に関して、監査等委員会の指揮命令に従うこととする。
- ロ. 当該使用人の選任・異動・評価等については、事前に監査等委員会の同意を得ることとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保するものとする。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役並びに使用人等が監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 当社グループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実及び不正行為・重要な法令・定款に違反する行為を認識した時は、直ちに監査等委員会に報告する。
- ロ. 監査等委員会が選定した監査等委員は、取締役会、経営連絡会議、社内の重要会議に出席、稟議書等重要な文書の閲覧などにより業務遂行状況を把握し、必要と判断したときは、取締役及び使用人にいつでも説明・報告を求めることができる。
- ハ. 監査等委員会は、必要に応じて、子会社の監査役と定期的に意見を交換するとともに、子会社の取締役及び使用人あるいは当社の関係役職員から意見を聴取し、子会社の取締役及び使用人の職務執行の状況を把握する。
- ニ. 当社グループは、本項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱をしないこととする。

⑧ 監査等委員の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行において生じる、費用の前払い請求や費用の償還手続きをした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査等委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く）との連携を密にし、意思の疎通を図る。

ロ. 監査等委員会は、内部統制室及び会計監査人とそれぞれ定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて報告を求められることができる。

⑩ 財務報告の信頼性を確保する体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法、その他関連法令に従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その整備・運用状況の有効性を定期的・継続的に評価する体制と仕組みを構築する。

⑪ 反社会的勢力を排除するための体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切持たないこと、不当な要求を受け入れないことを基本方針とし、すべての取締役及び使用人に周知徹底する。また、顧問弁護士、警察等の外部の専門家とも連携し、体制を整備する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記1. に掲げた体制の整備を行い、取締役会等において継続的に経営上のリスクの識別及び分析を実施し、その対応策について検討しております。それらにより、必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、監査等委員は、監査等委員会による監査の他、社内の重要な会議への出席を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。さらに、内部統制室も内部監査の定期的な実施により、日々の業務が法令、定款、社内規程等に違反していないかを検証しております。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当政策につきましては、経営成績と将来の事業展開を総合的に勘案し、企業基盤と財務体質の充実・強化を図り、株主への安定的かつ収益状況に応じた利益還元を行うことを経営の重要課題の一つとして位置付けております。

そのため、当社は、取締役会の決議により、毎年5月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。この剰余金の配当等の決定機関は、取締役会であります。

当期における配当金につきましては、上記方針に基づき1株当たり30円の配当を実施することを決定しました。

内部留保は、新規製品の開発のための研究開発投資や設備投資に充当することとしております。

今後も業績の一層の向上に努めるとともに、引き続き経営の効率化を進め、収益体質の改善に取り組んでまいります。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	5,904,432	流動負債	2,725,828
現金及び預金	2,084,523	支払手形及び買掛金	1,164,708
受取手形及び売掛金	1,422,660	1年以内に返済予定の長期借入金	770,929
電子記録債権	728,623	リース債務	20,723
商品及び製品	1,017,716	未払法人税等	50,930
仕掛品	79,968	賞与引当金	16,077
原材料及び貯蔵品	515,869	返金負債	180,539
その他	56,513	未払賞与	97,725
貸倒引当金	△1,442	その他	424,196
固定資産	2,161,950	固定負債	2,134,284
有形固定資産	961,169	長期借入金	1,437,546
建物及び構築物	249,856	リース債務	29,699
機械装置及び運搬具	161,569	退職給付に係る負債	355,580
土地	443,337	役員退職慰労引当金	81,700
リース資産	46,041	長期預り保証金	229,758
建設仮勘定	22,954	負債合計	4,860,113
その他	37,410	純 資 産 の 部	
無形固定資産	1,933	株主資本	2,886,588
ソフトウェア	1,767	資本金	664,500
その他	165	資本剰余金	296,712
投資その他の資産	1,198,847	利益剰余金	1,993,407
投資有価証券	1,006,958	自己株式	△68,032
繰延税金資産	104,336	その他の包括利益累計額	202,878
その他	99,091	その他有価証券評価差額金	202,878
貸倒引当金	△11,538	非支配株主持分	116,802
資産合計	8,066,382	純資産合計	3,206,269
		負債・純資産合計	8,066,382

連結損益計算書

(2021年12月1日から
2022年11月30日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
売	上		7,242,723
売	上	原	5,672,355
		価	
売	上	総	1,570,367
		利	
益			
販	費	及	1,337,118
		び	
		一	
		般	
		管	
		理	
		費	
営	業	利	233,249
		益	
営	業	外	84,145
		収	
		益	
受	取	利	13,527
		息	
受	取	及	3,034
		び	
		配	
		当	
		金	
受	取	賃	12,792
		貸	
		料	
		金	
持	分	法	31,530
		に	
		よ	
		る	
		投	
		資	
		利	
		益	
倉	庫	保	9,100
		管	
		料	
そ		の	14,158
		他	
営	業	外	15,023
		費	
		用	
支	払	利	14,696
		息	
そ		の	326
		他	
経	常	利	302,371
		益	
特	別	利	127
		益	
固	定	資	127
		産	
		売	
		却	
		益	
特	別	損	2,532
		失	
固	定	資	2,532
		産	
		除	
		却	
		損	
税	金	等	299,966
		調	
		整	
		前	
		当	
		期	
		純	
		利	
		益	
法	人	税	101,503
		・	
		住	
		民	
		税	
		及	
		び	
		事	
		業	
		税	
法	人	税	△20,684
		等	
		調	
		整	
		額	
当	期	純	219,146
		利	
		益	
非	支	配	6,837
		株	
		主	
		に	
		帰	
		属	
		す	
		る	
		当	
		期	
		純	
		利	
		益	
親	会	社	212,309
		株	
		主	
		に	
		帰	
		属	
		す	
		る	
		当	
		期	
		純	
		利	
		益	

連結株主資本等変動計算書

(2021年12月1日から
2022年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	664,500	296,712	1,806,088	△67,969	2,699,332
会計方針の変更による累積的影響額			△1,032		△1,032
会期方針の変更を反映した当期首残高	664,500	296,712	1,805,056	△67,969	2,698,299
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△23,957		△23,957
親会社株主に帰属する当期純利益			212,309		212,309
自己株式の取得				△62	△62
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	188,351	△62	188,288
当 期 末 残 高	664,500	296,712	1,993,407	△68,032	2,886,588

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	184,831	184,831	111,679	2,995,842
会計方針の変更による累積的影響額		—		△1,032
会期方針の変更を反映した当期首残高	184,831	184,831	111,679	2,994,810
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		—		△23,957
親会社株主に帰属する当期純利益		—		212,309
自己株式の取得		—		△62
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	18,046	18,046	5,123	23,170
当 期 変 動 額 合 計	18,046	18,046	5,123	211,458
当 期 末 残 高	202,878	202,878	116,802	3,206,269

貸借対照表

(2022年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,484,520	流 動 負 債	2,493,508
現 金 及 び 預 金	1,892,148	買 掛 金	973,927
受 取 手 形	100,860	1年以内に返済予定の長期借入金	764,425
電 子 記 録 債 権	728,623	リ ー ス 債 務	16,192
売 掛 金	1,167,925	未 払 金	130,453
商 品 及 び 製 品	970,153	未 払 費 用	257,487
仕 掛 品	79,968	未 払 法 人 税 等	49,283
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	513,594	未 払 賞 与	97,725
未 収 入 金	13,338	未 払 消 費 税	2,936
そ の 他	17,906	預 り 金	5,646
固 定 資 産	1,365,160	賞 与 引 当 金	7,151
有 形 固 定 資 産	778,994	返 金 負 債	180,935
建 物	181,726	そ の 他	7,344
構 築 物	67,266	固 定 負 債	1,966,066
機 械 及 び 装 置	135,589	長 期 借 入 金	1,316,760
車 両 運 搬 具	1,697	リ ー ス 債 務	21,509
工 具、器 具 及 び 備 品	37,129	退 職 給 付 引 当 金	334,242
土 地	298,344	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	73,900
リ ー ス 資 産	34,440	長 期 預 り 保 証 金	219,253
建 設 仮 勘 定	22,800	長 期 預 り 敷 金	400
無 形 固 定 資 産	1,767	負 債 合 計	4,459,574
ソ フ ト ウ ェ ア	1,767	純 資 産 の 部	
投 資 其 他 の 資 産	584,398	株 主 資 本	2,199,678
投 資 有 価 証 券	424,901	資 本 金	664,500
関 係 会 社 株 式	48,054	資 本 剰 余 金	296,620
出 資 金	530	資 本 準 備 金	295,451
従 業 員 に 対 す る 長 期 貸 付 金	1,629	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,169
敷 金	12,726	利 益 剰 余 金	1,306,590
繰 延 税 金 資 産	94,256	利 益 準 備 金	112,791
そ の 他	2,299	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,193,798
資 産 合 計	6,849,680	任 意 積 立 金	285,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	908,798
		自 己 株 式	△68,032
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	190,426
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	190,426
		純 資 産 合 計	2,390,105
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,849,680

損益計算書

(2021年12月1日から
2022年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,495,121
売上原価	5,068,225
売上総利益	1,426,895
販売費及び一般管理費	1,220,636
営業利益	206,258
営業外収益	54,485
受取利息及び配当金	17,529
受取賃貸料	3,762
受取保険金	12,792
倉庫保管料	9,100
その他	11,299
営業外費用	14,278
支払利息	13,952
その他	326
経常利益	246,465
特別損失	2,532
固定資産除却損	2,532
税引前当期純利益	243,933
法人税・住民税及び事業税	95,003
法人税等調整額	△20,940
当期純利益	169,870

株主資本等変動計算書

(2021年12月1日から
2022年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剩 余 金			利 益 剩 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
						任 意 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	664,500	295,451	1,169	296,620	112,791	285,000	764,054	1,161,846	△67,969	2,054,997
会計方針の変更による累積的影響額				—			△1,168	△1,168		△1,168
会計方針の変更を反映した当期首残高	664,500	295,451	1,169	296,620	112,791	285,000	762,886	1,160,678	△67,969	2,053,829
当 期 変 動 額										
剰余金の配当				—			△23,957	△23,957		△23,957
当 期 純 利 益				—			169,870	169,870		169,870
自己株式の取得				—				—	△62	△62
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				—				—		—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—	145,912	145,912	△62	145,849
当 期 末 残 高	664,500	295,451	1,169	296,620	112,791	285,000	908,798	1,306,590	△68,032	2,199,678

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	174,576	174,576	2,229,574
会計方針の変更による累積的影響額		—	△1,168
会計方針の変更を反映した当期首残高	174,576	174,576	2,228,406
当 期 変 動 額			
剰余金の配当		—	△23,957
当 期 純 利 益		—	169,870
自己株式の取得		—	△62
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	15,849	15,849	15,849
当 期 変 動 額 合 計	15,849	15,849	161,699
当 期 末 残 高	190,426	190,426	2,390,105

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年1月11日

サンケイ化学株式会社
取締役会 御中

監査法人
かごしま会計プロフェッション
鹿児島県鹿児島市

指定社員 公認会計士 西 洋一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 森 毅憲
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンケイ化学株式会社の2021年12月1日から2022年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンケイ化学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して監査意見を表明するものではない。

連結計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年1月11日

サンケイ化学株式会社
取締役会 御中

監査法人
かごしま会計プロフェッション
鹿児島県鹿児島市

指定社員 公認会計士 西 洋一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 森 毅憲
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンケイ化学株式会社の2021年12月1日から2022年11月30日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して監査意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年12月1日から2022年11月30日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人かごしま会計プロフェッションの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人かごしま会計プロフェッションの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年1月17日

サンケイ化学株式会社 監査等委員会

取 締 役 (監査等委員)	中	西	通	隆	Ⓢ
取 締 役 (監査等委員)	川	畑	寛	次	Ⓢ
取 締 役 (監査等委員)	高	山		清	Ⓢ

(注) 監査等委員川畑寛次及び高山清は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されましたので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第13条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第13条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則2を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第3章株主総会</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示）</u></p> <p><u>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章株主総会</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役福谷明、福谷理、畑中正博、牧司、新村哲夫の5名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会から意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	福谷明 (1955年1月8日生)	1987年11月 当社入社 1996年2月 当社取締役、社長室長 1997年3月 琉球産経(株)取締役(現任) 1999年2月 当社常務取締役 2000年2月 当社代表取締役社長(現任) 2002年12月 富士グリーン(株)代表取締役 2003年1月 (株)サンケイグリーン代表取締役 2005年2月 当社執行役員(現任) 2006年1月 富士グリーン(株)取締役 2008年1月 同社代表取締役 2009年1月 (株)サンケイグリーン代表取締役会長 2019年1月 (株)サンケイグリーン代表取締役社長 2022年1月 (株)サンケイグリーン代表取締役会長(現任)	20,100株
2	福谷理 (1958年9月5日生)	1982年4月 当社入社 2001年8月 当社東京総務部長 2005年1月 (株)サンケイグリーン取締役 2005年2月 当社取締役 当社執行役員(現任) 2005年3月 当社社長室長 2006年2月 当社東京事業所長 2008年2月 当社常務取締役 2008年3月 琉球産経(株)取締役 2010年1月 富士グリーン(株)代表取締役 2010年2月 当社社長室長 2012年4月 当社総務本部副本部長 2013年2月 当社総務本部長(現任) 2014年1月 富士グリーン(株)代表取締役会長 2015年4月 当社社長室長 2019年1月 (株)サンケイグリーン監査役(現任) 2019年2月 琉球産経(株)監査役(現任) 2021年2月 当社専務取締役(現任)	15,800株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	はた なか まさ ひろ 畑 中 正 博 (1959年10月17日生)	1982年4月 当社入社 2008年8月 当社研究開発本部開発研究室次長兼開発研究課長 2010年8月 当社業務本部生産部次長兼鹿児島工場長 2013年8月 当社業務本部品質管理部長 2015年9月 当社業務本部副本部長兼品質管理部長 2016年2月 当社執行役員 (現任) 当社業務本部長 (現任) 2017年2月 当社取締役 2019年2月 当社常務取締役 2019年2月 当社九州事業所長 (現任) 2021年2月 当社専務取締役 (現任) 2021年2月 当社社長室長 (現任)	600株
4	まさ つかさ 牧 司 (1959年9月12日生)	1982年4月 当社入社 2008年3月 当社営業本部東京緑化営業部長兼緑化営業課長兼営業本部営業企画部営業企画課課長 2011年2月 当社執行役員 (現任) 当社営業本部副本部長兼営業本部東京緑化営業部長 2015年2月 当社取締役 (現任) 2016年2月 当社東京事業所長 2019年2月 当社営業本部長 (現任) 2021年1月 富士グリーン(株)代表取締役会長 (現任) 2022年2月 当社常務取締役 (現任) 2022年2月 当社東京事業所長 (現任)	1,800株
5	にい むら てつ お 新 村 哲 夫 (1965年6月12日生)	1989年3月 当社入社 2009年8月 当社営業本部営業企画部次長兼研究開発本部登録グループリーダー 2012年4月 当社社長室長 2013年2月 当社執行役員 (現任) 2015年2月 当社取締役 (現任) 2015年4月 当社営業企画室長 2016年8月 当社企画戦略本部長 (現任) 2018年12月 当社社長室長 2019年1月 富士グリーン(株)取締役 (現任) 2021年2月 当社東京事業所長	900株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：鹿児島市南栄二丁目9番地
サンケイ化学株式会社 二階会議室
TEL 099-268-7588



- 交通 ○ JR鹿児島中央駅より指宿枕崎線 谷山駅降車 タクシー約5分、徒歩約20分
○ JR鹿児島中央駅よりタクシー約30分
○ 鹿児島空港より空港バス谷山行 卸本町中央降車 タクシー約5分、徒歩約20分
(空港→卸本町中央まで約60分)